

島根県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

令和 5 年 3 月

島根県

目 次

- 1 計画策定の趣旨及び基本的事項
 - 1.1 計画策定の趣旨
 - 1.1.1 計画の策定
 - 1.1.2 計画の改訂
 - 1.2 基本的事項
 - 1.2.1 計画の対象
 - 1.2.2 計画期間
 - 1.2.3 計画の見直し
- 2 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み
 - 2.1 PCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の所有量
 - 2.2 PCB廃棄物の発生量と処分量の見込み
- 3 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保
 - 3.1 PCB廃棄物の処理
 - 3.1.1 JESCOによる処理
 - 3.1.2 無害化処理認定施設等による処理
 - 3.2 処理スケジュール
 - 3.2.1 高濃度PCB廃棄物の処理
 - 3.2.2 低濃度PCB廃棄物の処理
 - 3.3 収集運搬体制
 - 3.3.1 安全な収集運搬の確保
 - 3.3.2 PCB廃棄物処理施設への運搬
 - 3.3.3 緊急時の連絡体制
- 4 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進
 - 4.1 島根県等の役割
 - 4.1.1 早期処理完了のための取組
 - 4.1.2 監視・指導
 - 4.1.3 中小企業者等の負担軽減のための支援
 - 4.1.4 円滑な処理確保のための連携体制
 - 4.1.5 県民、事業者等の理解と協力を得るための取組
 - 4.2 事業者の役割
 - 4.3 産業廃棄物処理業者の役割
- 5 おわりに

1 計画策定の趣旨及び基本的事項

1.1 計画策定の趣旨

1.1.1 計画の策定

ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物の確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として、平成13年6月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。)が制定され、平成28年7月までの処理が義務付けられた。また、同法6条に基づき、国は、平成15年4月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。)を定めている。

本計画は、基本計画に即して、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を内容として平成20年3月に策定したものである。

1.1.2 計画の改訂

特別措置法制定後、PCB 廃棄物の処理を進める中で、作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、処理に想定以上の時間を要することとなり、当初予定していた平成28年3月までの処理事業の完了が困難な状況となった。

このため、平成28年7月から令和9年3月への処分期間の変更や、安全かつ確実に高濃度 PCB 廃棄物の処理を完了するための都道府県知事の権限強化等を内容とする特別措置法の改正及び基本計画の改訂が漸次行われ、本計画もその趣旨を踏まえ、平成27年10月及び平成30年4月に改訂した。

その後、平成31年3月に大型変圧器(トランス)・コンデンサー等の計画的処理完了期限を迎え、令和元年12月には PCB 濃度が 5,000 mg/kgを超え 100,000 mg/kg以下の可燃性の汚染物等が無害化処理認定制度の対象に追加される等の特別措置法関係法令の改正及び基本計画の改訂が行われたことなどを踏まえ、令和2年4月に本計画の改訂を行った。

このたび、令和4年3月に安定器・汚染物等の計画的処理完了期限を迎え、令和4年4月に高濃度PCB廃棄物に係る処理体制の変更があり、令和4年5月に基本計画の改訂が行われた。

これらの処理体制の変更等を踏まえ、本計画の改訂を行い、必要な事項を定める。

1.2 基本的事項

1. 2. 1 計画の対象

県内で保有されている特別措置法第2条第1項に規定するPCB廃棄物及び同条第3項に規定するPCB使用製品とする。

1. 2. 2 計画期間

令和5年3月から令和9年3月までとする。

1. 2. 3 計画の見直し

特別措置法及び基本計画の改訂等を勘案し、必要に応じて行うこととする。

2 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

2. 1 PCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の所有量

県内で保有されているPCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の所有量は、表－1－1、表－1－2及び表－1－3のとおりである。

表－1－1 高濃度PCB廃棄物の保管量及び高濃度PCB使用製品の所有量
(令和4年3月31日現在)

種類	保管量		所有量	
	事業所数	数量	事業所数	数量
変圧器(トランス)	0	0 台	0	0 台
コンデンサー (3kg 以上)	11	14 台	0	0 台
コンデンサー (3kg 未満)	2	2 個	0	0 個
柱上変圧器 (柱上トランス)	0	0 台	0	0 台
蛍光灯用安定器	1	3 個	0	0 個
水銀灯用安定器	2	24 個	0	0 個
安定器(用途不明)	0	0 個	0	0 個
変圧器油	0	0 kg	0	0 kg
コンデンサー油	0	0 kg	0	0 kg
その他PCBを含む油	0	0 kg	0	0 kg
放電コイル	1	1 台	0	0 台
その他電気機械器具	1	8 台	0	0 台
	1	1.90 kg	0	0 kg
その他	1	2.14 kg	0	0 kg

(注) 保管量及び所有量は、特別措置法第8条に基づく届出から集計した。
また、保管事業所と所有事業所は重複するものがある。

表－１－２ 低濃度PCB廃棄物の保管量及び低濃度PCB使用製品の所有量
(令和4年3月31日現在)

種類	保管量		所有量	
	事業所数	数量	事業所数	数量
変圧器(トランス)	52	165 台	55	131 台
コンデンサー (3kg 以上)	20	93 台	5	7 台
コンデンサー (3kg 未満)	8	69 個	1	3 個
	1	8.80kg	0	0 kg
柱上変圧器 (柱上トランス)	4	13 台	4	27 台
蛍光灯用安定器	1	1 個	0	0 個
水銀灯用安定器	0	0 個	0	0 個
変圧器油 (トランス油)	2	0.60 kg	0	0 kg
コンデンサー油	0	0 個	0	0 個
柱上変圧器油	0	0 kg	0	0 kg
その他PCBを含む油	6	301.65 kg	0	0 個
ウエス	4	23.30 kg	0	0 kg
計器用変成器	3	3 台	1	13 台
リアクトル	2	10 台	2	4 台
放電コイル	1	3 台	0	0 台
整流器	2	4 台	0	0 台
その他電気機械器具	13	50 台	8	15 台
	1	3.00 kg	0	0 kg
塗膜	6	2.16 kg	2	24,020.00 kg
	0	0 個	2	3 個
その他	2	2 個	1	1 個
	12	1277.54kg	3	210 kg

(注) 保管量及び所有量は、特別措置法第8条に基づく届出から集計した。
また、保管事業所と所有事業所は重複するものがある。

表－１－３ 濃度不明PCB廃棄物の保管量及び濃度不明PCB使用製品の所有量
(令和4年3月31日現在)

種類	保管量		所有量	
	事業所数	数量	事業所数	数量
変圧器(トランス)	2	4 台	1	1 台
ネオン変圧器 (ネオントランス)	1	7 台	0	0 台
コンデンサー (3kg 以上)	4	17 台	6	13 台
コンデンサー (3kg 未満)	4	25 個	2	17 個
柱上変圧器 (柱上トランス)	0	0 台	0	0 台
蛍光灯用安定器	1	11 個	0	0 個
水銀灯用安定器	1	1 個	0	0 個
安定器 (用途不明)	0	0 個	0	0 個
変圧器油 (トランス油)	0	0 kg	0	0 kg
コンデンサー油	0	0 kg	0	0 kg
その他PCBを含む油	0	0 kg	0	0 kg
ウエス	0	0 個	0	0 個
計器用変成器	0	0 台	0	0 台
リアクトル	0	0 台	0	0 台
放電コイル	0	0 台	0	0 台
整流器	0	0 台	0	0 台
その他電気機械器具	0	0 台	0	0 台
その他	3	13 個	0	0 個
	2	2.60kg	0	0 kg

(注) 保管量及び所有量は、特別措置法第8条に基づく届出から集計した。
また、保管事業所と所有事業所は重複するものがある。

2. 2 PCB廃棄物の発生量と処分量の見込み

現在使用中のPCB使用製品は、特別措置法に定める処分期間内に PCB 廃

棄物として処分されることが想定されるため、保管中のPCB廃棄物量に所有量を加えたものを処分量として見込むものとする。PCB廃棄物の種類ごとの保管量、発生量及び処分見込量は表－2のとおりである。

表－2 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分見込量

種類	保管量(A)	発生量(B)	処分見込量 (A+B)
変圧器(トランス)	169 台	132 台	301 台
ネオン変圧器 (ネオントランス)	7 台	0 台	7 台
コンデンサー (3kg 以上)	124 台	20 台	144 台
コンデンサー (3kg 未満)	96 個	20 個	116 個
	8.80 kg	0 kg	8.80 kg
柱上変圧器 (柱上トランス)	13 台	27 台	40 台
蛍光灯用安定器	15 個	0 個	15 個
水銀灯用安定器	25 個	0 個	25 個
安定器(用途不明)	0 個	0 個	0 個
変圧器油 (トランス油)	0.60 kg	0 kg	0.60 kg
コンデンサー油	0 kg	0 kg	0 kg
柱上変圧器油	0 kg	0 kg	0 kg
その他PCBを含む油	301.65 kg	0 kg	301.65 kg
ウエス	23.30 kg	0 kg	23.30 kg
計器用変成器	3 台	13 台	16 台
リアクトル	10 台	4 台	14 台
放電コイル	4 台	0 台	4 台
整流器	4 台	0 台	4 台
その他電気機械器具	58 台	15 台	73 台
	4.90 kg	0 kg	4.90 kg
塗膜	0 台／個	3 台／個	3 台／個
	2.16 kg	24,020.00 kg	24,022.16 kg
その他	15 台	1 台	16 台
	1,282.28 kg	210.00 kg	1,492.28 kg

3 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保

3.1 PCB廃棄物の処理

PCB廃棄物は、表－3のとおりPCB含有濃度に応じて高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に区分される。

表－3 PCB廃棄物の濃度による区分

廃棄物の区分	PCB含有濃度	
高濃度PCB廃棄物	可燃性の汚染物等 ¹	100,000mg/kg 超
	上記以外	5,000mg/kg 超
低濃度PCB廃棄物 ²	可燃性の汚染物等	0.5mg/kg 超 100,000mg/kg 以下
	上記以外	0.5mg/kg 超 5,000mg/kg 以下

県内で保管されているPCB廃棄物の処理期限は、廃棄物の区分に応じて表－4のとおりとなっている。

表－4 PCB廃棄物の処理施設と処理期限

廃棄物の区分	処理施設	処理期限等		
高濃度PCB廃棄物	JESCO ³ 北九州 PCB処理事業所 【国 100%出資】	大型変圧器・ コンデンサー 等	計画的処理 完了期限 ⁴	平成 31 年3月 31 日
			事業終了 準備期間 ⁵	平成 31 年4月1 日から令和4年3 月 31 日まで
		安定器・汚染 物等 ^{6,7}	計画的処理 完了期限	令和4年3月 31 日
			事業終了 準備期間	令和4年4月1日 から令和6年3月 31 日まで
	JESCO大阪PC B処理事業所 【国 100%出資】	大型変圧器・ コンデンサー 等の一部 ⁸	計画的処理 完了期限	令和4年3月 31 日
			事業終了 準備期間	令和4年4月1日 から令和7年3月 31 日まで

	JESCO豊田 PCB処理事業 所 【国 100%出資】	大型変圧器・ コンデンサー 等の一部 ⁸	計画的処理 完了期限	令和5年3月 31 日
			事業終了 準備期間	令和5年4月1日 から令和8年3月 31 日まで
低濃度PCB廃 棄物	無害化処理認定 施設(国認可)及 び都道府県知事 等許可施設 ⁹ 【民間】	令和9年3月 31 日		

(表脚注)

1. 可燃性の汚染物等:汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類 等
2. 低濃度PCB廃棄物には微量PCB汚染廃電気機器等(PCBを使用していないとする電気機器等であって、微量のPCBに汚染された絶縁油を含むもの)を含む。
3. JESCO:中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下同じ)
4. 計画的処理完了期限:保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限
5. 事業終了準備期間:今後新たに生じる廃棄物の処理や処理が容易ではない機器の存在、事業終了の準備を行うための期間を勘案した期間
6. 安定器・汚染物等にはコンデンサーのうち3kg 未満のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったものを含む。
7. 高濃度PCB廃棄物である安定器・汚染物等については、事業終了準備期間を活用し、令和4年4月以降もJESCO北九州事業所において処理が継続される。
8. 北九州事業地域で計画的処理完了期限後に発見された高濃度PCB廃棄物である変圧器・コンデンサー等については、JESCO大阪事業所と豊田事業所の計画的処理完了期限及び事業終了準備期間を活用し処理が行われる。
9. 都道府県知事等許可施設:廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 15 条に定める産業廃棄物処理施設(以下同じ。)

3. 1. 1 JESCOによる処理

県内のPCB廃棄物のうち高濃度PCB廃棄物は、JESCOが全国5カ所に整備する拠点的広域処理施設のうち北九州PCB廃棄物処理施設において処理することとされている。北九州PCB廃棄物処理施設の概要は表－5のとおりである。なお、計画的処理完了期限の後に新規発見された高濃度PCB廃棄物である大型変圧器・コンデンサー等は、大阪PCB廃棄物処理施設及び豊田PCB廃棄物処理施設において処理するよう処理体制が変更された。

表－5 JESCO北九州PCB廃棄物処理施設の概要

処理施設名 (設置場所)	北九州PCB廃棄物処理施設 (福岡県北九州市若松区響町一丁目62番24号)	
	第2期施設	
処理品目	① 小型電気機器 ② 安定器・汚染物等	
処理方式	① 脱塩素化分解法 ② プラズマ熔融分解法	
処理能力	① 0.5t/日 (PCB分解量) ② 10.4t/日 (安定器・汚染物等重量)	
処理対象	処理対象地域	処理対象物
	中国・四国・九州・沖縄 17 県 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 <u>鹿児島</u> <u>県</u> 、沖縄県	高圧トランス・コンデ ンサー等、安定器・ 汚染物等
	近畿2府4県 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	安定器・汚染物等 (一部機器を除く)
	東海4県 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	車載トランスの一 部、安定器・汚染物 等(一部機器を除く)
	南関東1都3県 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	コンデンサーの一部

※変圧器・コンデンサーを処理する第 1 期施設は、既に操業を終了し、解体が進められている。

3. 1. 2 無害化処理認定施設等による処理

低濃度PCB廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく無害化処理認定制度の対象であることから、国の認可を受けた無害化処理認定施設等(都道府県知事等許可施設を含む。)で処理する。

3. 2 処理スケジュール

3. 2. 1 高濃度PCB廃棄物の処理

平成 28 年の特別措置法の改正において、計画的処理完了期限を確実に達

成するため、新たに「処分期間」が設定され、特別措置法第 10 条第1項に基づき、保管事業者は処分期間内に、その高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならないと規定され、この処分期間の末日は、計画的処理完了期限の1年前の日とされた。

県内の高濃度PCB廃棄物については、特別措置法上の処理期限は終了したが、計画的処理完了期限の後に県内で新規発見された高濃度PCB廃棄物については、JESCOの各事業の計画的処理完了期限までの期間及び事業終了準備期間において速やかに処理を行うこととする。

3. 2. 2 低濃度PCB廃棄物の処理

特別措置法第 14 条に基づき、保管事業者は令和9年3月31日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならないと規定されている。

県内の低濃度 PCB 廃棄物については、処分期間内のできる限り早期に処理完了を目指すこととする。

また、令和4年3月に国において定められた「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」も活用して、事業者の理解を深める。

3. 3 収集運搬体制

3. 3. 1 安全な収集運搬の確保

県及び松江市(以下、「島根県等」という。)は、PCB廃棄物の収集運搬を行う者に対して、国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の遵守を指導し、収集運搬の安全性の確保を図る。

また、収集運搬時の漏えいを防止するため、保管事業者に対し立入検査を実施し、保管状態の把握に努め、適正な指導を行う。

3. 3. 2 PCB廃棄物処理施設への運搬

PCB廃棄物の運搬を行う者は、十分な収集運搬体制を整備した上で、特別措置法、廃棄物処理法等関係法令、ガイドライン、及び処理施設に係る受入基準(以下、「受入基準」という。)を遵守し、安全かつ適正に収集運搬を行わなければならない。

なお、JESCOのPCB処理事業所へPCB廃棄物の運搬を行う場合は、以下に留意するものとする。

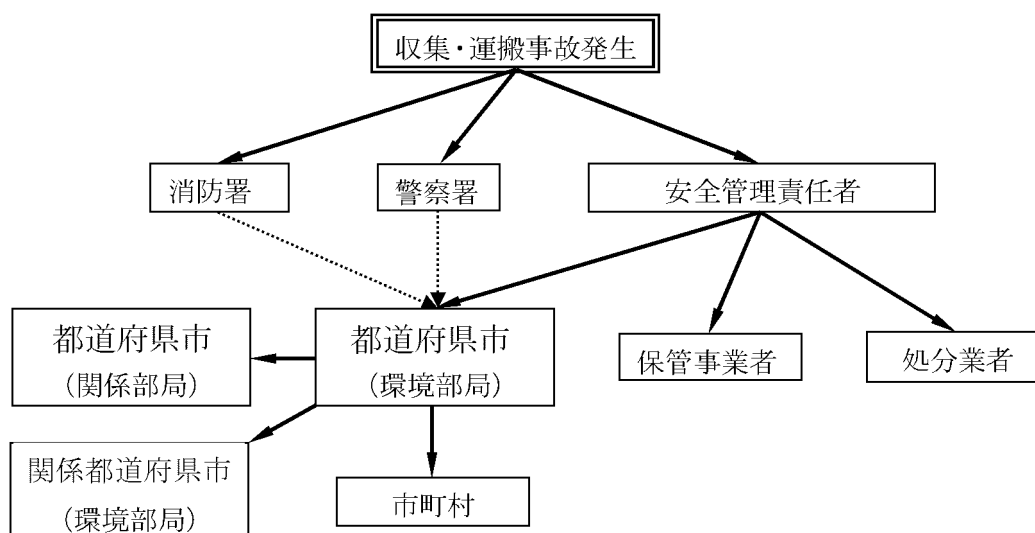
(1) 各事業所の受入基準を遵守すること。

(2) 各事業所の立地市のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に定められた運行条件を遵守すること。

3. 3. 3 緊急時の連絡体制

PCB廃棄物の運搬を行う者は、収集運搬時の事故等に備え、県、市町村、警察及び消防等の関係機関、保管事業者及び収集運搬業者等が連携し、迅速かつ適切な対応が取れるよう、緊急連絡体制を整備する。

なお、緊急時連絡体制(例)を図－1に示す。



図－1 緊急時連絡体制(例)

4 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

4.1 島根県等の役割

4.1.1 早期処理完了のための取組

島根県等は、県民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、県内に存在するPCB廃棄物及びPCB使用製品の一日も早い処理完了に向けて、必要な取組を着実に進めることとする。

4.1.2 監視・指導

PCB廃棄物の長期保管によって、不適正な管理や紛失等の問題が生じることがないよう、島根県等は、国、JESCO、電気保安関係等の事業者等と協力して未処理事業者を把握し、期間内の計画的な処分を働きかけ、併せて処分が完了するまでの間の保管等の届出や廃棄物処理法に基づく保管基準の遵守などについて周知を図る。

また、計画的な立入検査を実施して、PCB廃棄物の保管状態及び処理の時期を確認するなど、監視・指導の徹底を図る。

4.1.3 中小企業者等の負担軽減のための支援

中小企業者等が保管する高濃度PCB廃棄物のうち、北九州PCB廃棄物

処理施設で処理される廃棄物の処理費用については、国、県、民間の三者により拠出したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金及び国庫補助金により、独立行政法人環境再生保全機構からJESCOを通じて、負担軽減が行われている。

自ら保有する高濃度 PCB 廃棄物及び低濃度 PCB 廃棄物をJESCOや無害化処理認定施設等において処理しようとする者に対しては、日本政策金融公庫が貸付制度を設けている。

島根県等は、中小企業者等の負担軽減のため、適宜同基金や各種融資制度の周知に努める。

4. 1. 4 円滑な処理確保のための連携体制

島根県等は、JESCOと連携を図り、未登録のPCB廃棄物の調査やJESCOのPCB処理事業所への効率的な積み合わせ運搬の調整に努める。

4. 1. 5 県民、事業者等の理解と協力を得るための取組

島根県等は、PCB廃棄物の処理を円滑に進めていくため、本計画及びPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に必要な事項を広く県民や事業者等に周知し、理解と協力を得られるよう努める。

また、県内におけるPCB廃棄物の保管事業者及びその保管状況に関する情報、収集運搬に関する情報等を容易に入手できるよう、情報の公開、提供に努める。

さらに、島根県等は、PCB使用製品を所有している事業者に対して、早期かつ計画的な廃棄及び処理について啓発に努める。

4. 2 事業者の役割

保管事業者は、そのPCB廃棄物を自らの責任において、基本計画に定められた処分の期限までの間に、自ら又は委託して、適正に処理するとともに、同法の規定により、保管及び処分の状況を毎年度島根県知事又は松江市長に届出なければならない。

なお、そのPCB廃棄物が処理されるまでの間、島根県等の指導及び助言に従い、PCBの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないようにその保管状況を点検し、必要に応じて改善のための措置を講ずるとともに、紛失したり、PCB廃棄物でないものとして処分することのないよう適正に保管しなければならない。

また、処理にあたっては、漏えいのおそれその他の保管状況に応じて、安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、処分期間内に確実に処

分されるよう処理委託を行うものとする。

加えて、現在、PCB使用製品を所有している事業者は、計画的に使用を止め、廃棄物とし、処分期間内に適正に処理するものとする。

4.3 産業廃棄物処理業者の役割

産業廃棄物処理業者は、PCB廃棄物を誤って処分しないよう、国、都道府県市及び電気機器等を製造した者から提供される情報に注意し、必要に応じ排出事業者に対してPCBにより汚染されているかどうかを確認するなどの必要な措置を講じなければならない。

また、収集運搬にあたっては、「3.3.2 PCB廃棄物処理施設への運搬」を遵守し、事故等の緊急時においては、速やかに関係機関に通報するとともに、PCB廃棄物の流出・拡散防止等の応急措置を講じなければならない。

5 おわりに

高濃度PCB廃棄物については、JESCO各事業所の事業終了準備期間を活用して順次、着実に処理が進められている。

また、低濃度PCB廃棄物については、処分期間内に処分が完了するよう、事業者には計画的な取り組みが求められている。

島根県等は率先してPCB廃棄物及びPCB使用製品の処分委託を進めるとともに、国、保管事業者、所有事業者、JESCO等の関係者と連携し本計画に定めた措置を着実に実施していく。